

授業料減免制度の現行水準を維持することを求める意見書（案）

安倍政権が来年4月から導入する高等教育の修学支援制度と引き換えに、文科省は2020年度から、現行の国立大学の授業料減免制度について廃止する方針です。

就学支援制度による低所得者世帯への支援は当然ですが、対象となる学生は全学生の1割程度に限定されます。現行の授業料減免制度は、中間所得世帯までが対象とされていたため、国立大に通う学部生のうち約1万9千人の授業料負担が増加すると、文部科学省が調査結果でも明らかにしています。

政府は問題の深刻さを認めざるを得ず、継続的な支援について、「来年の制度施行までに検討する」（安倍首相）と国会で答弁していますが、いまだ方向性は示されていません。

このままでは、新制度の基準によって今年度まで授業料免除を受けられていた学生が除外されるケースや、各大学が実施していた独自の授業料減免措置の多くが廃止されることとなります。今後入学する高校生等についても、これまで受けられていた支援の対象外となることで大学進学をあきらめざるを得ない生徒がでてしまいます。

学生たちが、文部科学省に対し、「これでは大学に通えなくなったり、進学をあきらめたりする人が出てきてしまう」「増税したのに減免措置が後退するのはどういうことですか」「最低限、これまでの水準を維持してほしい」と不安や懸念を訴えています。

在校生はもちろん、20年度以降の新入生も、今まで通り減免が受けられるよう制度維持、予算確保を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月11日

北海道江差町議会議長 打越 東亜夫